一から六四六の九まで、六四七、六四八の一から六四八の一九まで、六四八の二一、六四九、六四九の六、字木戸五九九、六〇二の一三、六〇三、六〇六の六、関町新所字紫ケ谷九二、九二の一、九二の二、字西町北一五二四・一五七〇の二・一五七二の一・一五七四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五四六の一、加太市場字玉理一〇五八の五、一〇五九から一〇六二まで、一〇五九の一、一〇六〇の一、一〇六四から一〇六八まで、字坊谷一〇六九の三、一〇七〇、一〇七三から一〇八〇まで、一〇七八の一、一〇七九の一、一〇八〇の一、一〇八二の二、一〇八三、一〇八四、字中出一六四二、一七一二の三、一七三五から一七三七まで、字葉山一〇八五、一一三六から一一三八まで、関町市場字一之木戸九四三の一から九四三の二三まで、加太中在家字小屋ノ本八一四六の一、八一四六の二、八一四八の三、八一四九、字足谷八一三七の八、八一三八の二、字東ノ谷八〇五八、八〇六三、字向井田七〇四八、字大木原七八一〇（次の図に示す部分に限る。）、字黒ケ谷八一二〇から八一二二まで、八一二〇の一、八一二四、字イサケ谷八二六五、八二六八、八二六八の一、八二六八の二、字宇都木藪八二六九、字葛籠ケ谷八二七八・八二八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、白木町字唐谷一二〇〇の一、字北河内一二〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一二〇七の三五、関町沓掛字林ケ谷六七六、六九四、六九五、字東焼地蔵一八、一一九、字芝ケ鼻五一、五四、五五、字椿谷六九七の七、字西鞍骨七〇一の二、安坂山町字西岨一一九六の三、一一九六の七、一一九七の一、一一九八の一、一一九八の七、一一九八の二〇、字船石二九〇〇の一二、字雛ケ滝二九〇二の三二、二九〇二の三三、字高畑二七九八、字馳出尾二八二八の二、二八二九、二八三三の一、二八三四、字神子谷二二一三の一から二二一三の三まで、二二二四の一から二二二四の三まで、字水晶山七九七、七九八、字柳沢二八一の一、二九一の一、二九一の二、二九一の五、二九一の六、字一之谷二九二の一〇・二九二の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二の三、二九二の五、二九二の一八、二九二の二四、字一ノ坂二八八四の二、二八八四の三、二八八四の七から二八八四の一〇まで、二八八四の一九、字東沖二六六七、二六六八、字水谷二四四二一、二四四二二、字鳶ケ岩二七九〇の一・二七九〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字切赭二七九一の二、字横尾二八八八の一一・二八八八の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八八八の九、二八八八の一〇、関町坂下字上石倉五〇六の一、五二二、五三一の一、五三三、五三四、字古町五三五、五四二、字野々谷七一九の三、字中津河山八二八の二・八二八の四から八二八の六まで・八二八の一七・八二八の二一から八二八の二三まで・八二八の二五から八二八の三二まで・八二八の五三（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）、字口若妻三〇二、三〇二の一、三〇二の二、三〇三、字上中町三〇五から三〇八まで、三〇五の一から三〇五の三まで、三〇八の一、三五九の一、三六〇の一、三六二、字下石倉四四八から四五〇まで、四八三、四八三の一、四八四の一、四八六、四八七、加太板屋字舟倉四九一〇、字向井屋敷四七八七、四七八八、四七九〇、四七九五から四七九七まで、四八〇〇、四八〇一、四八〇一の一、字加太板屋四八一六、四八一七、字向坂四九九六から五〇〇〇まで、四九九六の一、四九九六の二、四九九七の一、四九九七の二、四九九九の一、五〇〇〇の一、字古久呂目五〇〇二から五〇〇四まで・五〇〇五の三・字西鳥越五〇〇六・五〇〇八・五〇〇九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇〇七、五〇一〇、五〇一一、字下津谷五〇一〇（次の図に示す部分に限る。）、五〇二一、加太神武字神武四三四〇の一、四三四〇の二、四三四七の一、四四二〇、四四二一、字二ノ谷四〇一三の一二から四〇一三の一七まで、関町越川字大平三五三の五、三五五の一八、加太向井字柚ノ木二五六二の一九から二五六二の二三まで・二五八四の一二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二五六一の二三、二五七三、二五八三、関町市ノ瀬字木ノ葉四二の七（次の図に示す部分に限る。）、関町市瀬字転石・木之葉・向沖・上新田四二の七（次の図に示す部分に限る。）、字西沖三二一、字上野五〇五の一、五〇六、五〇六の一、五〇六の二、五〇六の五、字木之葉八三、八四、関町白木一色字吉尾一一五二の一、両尾町字東端二三四九、二三五〇の一、二三五〇の二、加太北在家字岳浦六五二一、六五二二、字福竈六五二三、六五二四、字山神谷五七二三、五七二四、五七二六、五七三〇、五七三一、五七三五、五七三八、五七三九、字梅ケ谷五七五〇、五七五一、五七五三、五七五四、字白滝六五四七、六五四八、六五四九の一、字新山六五五一、六五五二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東焼地蔵一一八・字上石倉五三四・字足谷八一三八の二・字西嶋一一九六の七・一一九八の二〇・字中出一七三五・字野々谷七一九の三・字舟倉四九一〇・字東ノ谷八〇六三・字向井田七〇四八・字神武四四二〇・四四二一・字一ノ谷二〇一三の一から二〇一三の三まで・字柚ノ木二五六二の二一・二五六二の二二・字木ノ葉四二の七・字東沖二六六八・字水谷二四二一・字木之葉八三（以上二十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字一色畑五四五の一九、字西嶋一一九八の七、字神武四三四〇の一、四三四〇の二、四三四七の一、字転石・木之葉・向沖・上新田四二の七、字西町北一五二四、一五七〇の二、一五七二の一、一五七四の一、一五四六の一、字長尾一九七八の一

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月二十二日

農林水産大臣　森山　裕

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第24936号
2　品種登録の年月日　平成28年3月22日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Ajuga reptans L.
4　登録品種の名称　コウメ　チップ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
横田辰夫
埼玉県加須市下谷612
7　出願公表の年月日　平成26年12月4日

1　品種登録の番号　第24937号
2　品種登録の年月日　平成28年3月22日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精寒（せいかん）みつやま
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地8
7　出願公表の年月日　平成27年6月26日

1　品種登録の番号　第24938号
2　品種登録の年月日　平成28年3月22日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精寒（せいかん）くれは
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地8
7　出願公表の年月日　平成27年7月3日